

大学院教育支援機構（DoGS）海外渡航助成金 報告書

Outcome report

計画名 Plan	Critical Legal Conference 2025 におけるストリーム運営・研究発表および英国での資料収集
氏名 Name	村田貴和子
研究科・専攻・学年 Graduate school/Division/Year level	法学研究科法政理論専攻 博士後期課程 2年
渡航国 Country	イギリス
渡航日程 Travel schedule	2025年9月1日 ~ 2025年9月20日

- ページ数に制限はありません。No limits on the number of pages
- 写真や図なども組み込んでいただいて結構です。You can include pictures or illustrations.
- 各項目について具体的に記述してください。Please fill in each item specifically.
- 日本語または英語で記載ください。Please use Japanese or English.

渡航計画の概要 Outline of the travel plan

9月1日~2日	移動
9月3日	司会者と事前打ち合わせ
9月4日	学会 パネル運営(2件)
9月5日	学会 パネル運営(1件)及び研究発表
9月6日	学会 パネル運営(1件)
9月7日	移動 エクセター→ロンドン
9月8日	資料収集 SOAS Library
9月9日	資料収集 Senate House Library
9月10日	資料収集 Oxford Law Library
9月11日	資料収集 Birkbeck Library
9月12日	資料収集 IALS / Senate House Library
9月13日	資料収集 Oxford Law Library
9月14日	資料収集 British Library
9月15日	移動 ロンドン→ウィーン
9月16日~19日	ウィーン大学・京都大学合同セミナー
9月20日	帰国



図1 会場となったエクセター大学

本渡航の目的は二点である。第一に、英国エクセター大学で開催された [Critical Legal Conference 2025 \(CLC2025\)](#) での研究発表と、申請者が企画・提案して採択されたストリームを運営することである。第二に、ロンドンおよびオックスフォードの大学を訪問し、自身の研究テーマに関する資料収集と研究交流を行うことである。本会議における「ストリーム」とは、同一テーマで複数のパネルを継続討議する連続セッションであり、主催者が趣旨提示・公募・採択・編成・当日の運営までを一貫して担う。申請者は、今回の CLC2025 の会議テーマは「陸と海の相互作用を批判法の視点から読み替える」であった。申請者が今回企画したストリームでは、“*The Rule of Law, Colonialism, and Legal Silence – Rethinking Exception Across Land and Sea*”というテーマのもと、法の支配と植民地主義を軸に、とりわけ法的沈黙／例外の制度化／法とナラティブを横断的に扱う構成を設計した。世界各国から、14件の発表申し込みがあり、3日間にわたって5つの連続セッションを開催することができた。分野面でも、会社法・国際法・環境法・労働法・刑法・刑事訴訟法・行政法・憲法などに関する報告が集まり、学際的な議論の場となった。地域面でも、東アジア

(日本・中国) / 東南アジア (ラオス・ベトナム〈チャム〉) / 南アジア (バングラディッシュ) / 中東 (パレスチナ) / 欧州 (イギリス) / 南北アメリカ (アメリカ・ブラジル) / 南アフリカ共和国 / 太平洋 (ツバル) などといった多様な地域が取り扱われた。法の支配の名の下で、法的ナラティブがどのような例外状態を恒常化し、何を沈黙させてきたかについて、多様な観点、多様な題材のもと、討論が行われた。

運営面では、9月3日に司会者との事前打合せを行い、時間配分・発表順・用語の使用法の確認や横断的な質疑の設計を共有したうえで、9月4~6日の本会期では進行管理(座長)と自身の研究発表を担当した。会期終了後の9月7日にロンドンへ移動し、14日まで SOAS・Senate House Library・Birkbeck・Bodleian Law Library 等で、事前登録の手続を経て利用者カードを作成しつつ、資料の所在確認・請求記号の確定し、資料収集を行なった。

注記：帰国は9月20日だが、本報告は CLC 参加および9月14日までの資料収集を対象とする。9月15~20日はウィーン大学・京都大学合同セミナー(ウィーン)に参加し、当該期間の宿泊費およびロンドン→ウィーンの移動費は別助成による支援を受けた。

成果 Outcome

(1) ストリーム運営

13件の報告を4つのパネル(11.1-11.4)に編成し、各パネルに司会者(Chair)を配置して運営した。前日の9月3日に司会者打合せを行うことでスムーズな進行が可能となった。ストリーム開始時には主催者として、ストリームの趣旨・全体構成・各パネルの位置づけを冒頭で簡潔に説明した。報告は上述のとおり、多様な法分野と地域を対象としているが、秩序としての例外、法的沈黙、ナラティブとしての法の分析、ナラティブの再構成という4つのテーマに分けて構成することで、活発な議論が展開された。会期中の本ストリームへの来場は合計51名、質疑は16件(主催側集計)となった。総括討論では、各パネルの質疑を相互参照型に組むことで、論点の接続を確認することができた。こうした運営実践を通じて、自身の研究の理論枠組みの検証・精緻化を進めるとともに、英語での進行・ファシリテーションを実地で鍛えることができた。

(2) 研究報告 “*Legal Silence and the Violence of the Rule of Law: The Okinawa Henoko Litigation in Colonial Structure*”

本研究は、特に「法の支配(rule of law)」という一般的には普遍的で中立的とされる理念が、歴史的・制度的にいかに暴力と接続してきたかを、批判的法学・ポストコロニアル理論の知見を基に、具体的な判例を題材に再検討するものである。特に、法制度において「語られなかったこと」が制度的暴力を支

える構造を持ちうるのではないかという問題意識から、「争点化されなかったこと」の意味を問う。報告では、博士論文の構想の一部である仮説——植民地的文脈において例外が制度内部で恒常化し、その維持に法的沈黙と語彙の収束が関与する構造——を提示し、辺野古基地に関する訴訟を素材にその仮説を検討した。質疑では国際法・法人類学・批判法学の研究者から、質問と助言を得た。これにより、理論枠組みの検証と射程の明確化が進むとともに、英語での発表・議論運用の能力の向上にもつながった。

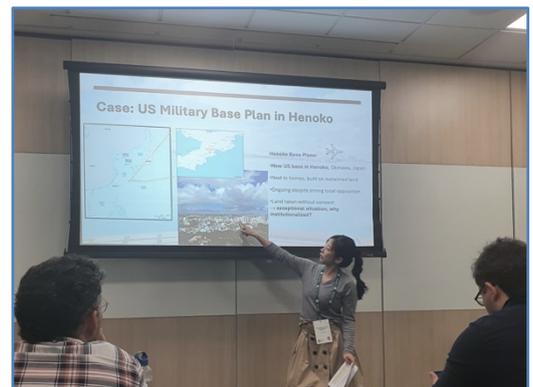


図2 申請者の報告の様子

(3) 人的交流

会期を通じて、報告者の13名だけでなく、ストリームに訪ねてくださった近接領域の研究者とも関心や問題意識を共有することができた。共同研究やワークショップ共催の可能性について意見交換を重ね、テーマ設定等の方向性を共有した。複数の個別面談では、博士論文の構成や資料の扱いに関する助言や、方向性に関する示唆を得た。特に、批判法学の牙城とされるロンドン大学 Birkbeck の Motha 教授にはあらかじめアポイントメントをとり、博士論文の構想について重要なコメントをいただいた。また、同世代の研究者との継続的な連絡体制が整い、フォローアップの関係を構築することができた。これらのやり取りは、国際的な研究ネットワークの基盤形成に資するとともに、英語での学術的なコミュニケーションの能力の向上にもつながった。学会終了後には、本ストリームの報告者らにパネルごとの報告の概要や、キーワードを下記のようにスライドにまとめて共有し、関心を共有するコミュニティとして継続的な関係構築に努めている。



図3 学会終了後のフォローアップスライドの一部（本報告書では写真にモザイクをかけています）

(4) 資料収集

学会後は、SOAS Library (University of London) /Senate House Library (University of London) /Bodleian Law Library (University of Oxford) /Birkbeck Library (University of London) /Institute of Advanced Legal Studies (IALS) /The British Library を訪問した。事前の申請により、利用者カード（リーダーパス）を作成し、目録検索と司書照会で請求記号を確定し、複写・閲覧の可否、予約手続、デジタル化の有無など各館の利用条件を確認し、次回以降の調査をスムーズにできるようにした。



図4 SOAS Library



図5 植民地法制に関する資料



図6 Senate House Library



図7 Bodleian Law Library

今後の展望 Prospects for the future

今回の経験で得たワークショップの運営ノウハウ（CFP作成、採択基準の明確化、パネルの構成、司会者ブリーフィング、時間管理、横断質疑の設計、欠席時の対応など）と、会期中に形成された国際的な人的ネットワークを基盤として、2026年6月にトルコ・イスタンブールで開催予定の法哲学・社会哲学国際学

会連合（IVR）世界大会でのワークショップ主催を検討している。テーマは、今回の議論を発展させた「認識的不正義と法的沈黙」を予定している。今回の CLC2025 の参加者の中から複数名が参加の意向を示しており、国際的な議論を継続していく予定である。

研究面では、今回得られた示唆をもとに、計画で掲げた課題である、法の支配という理念が歴史的・制度的に暴力と接続し、例外状態を恒常化させてきた過程を、植民地主義の視点から再検討するというテーマを引き続き推進する。国際会議でストリームを企画運営した経験を活かし、国際的に活躍することができる研究者となるよう引き続き挑戦していきたい。

最後に、今回の渡航は、申請者にとって初めての学会報告・国際学会参加・ストリーム主催を同時に経験する機会となった。このような高いハードルに挑むことができたのは DoGS のご支援あってのことであり、ここに深く感謝申し上げます。

以上